

新潟県立柏崎翔洋中等教育学校 部活動に係る活動方針

1 ねらい

- (1) 目標達成に向かい、精一杯努力する過程を重視し、生徒一人一人に満足感、成就感をもたせる。
- (2) 時と場に応じた節度ある言動や、基本的な行動様式を身につけさせる。

2 基本方針

- (1) 希望入部制とする。
- (2) 部活動を通しての「人格形成」を第一義として活動し、他の教育活動と有機的な連携のもと、学校教育目標の達成に向けた有効な手段として捉える。
- (3) 望ましい上下関係の醸成・信頼しあえる集団づくりの場面とし、部長を中心とした集団としてのまとまりのある活動を行う。
- (4) 目標を明確にし、その目標達成に向けた手だてを工夫させ、自主的自立的な活動を促す。
- (5) 「挨拶・返事」などの礼儀指導の実践の場とする。

3 具体的な内容

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技（男女）、バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、ソフトテニス（男女）、卓球（男女）、特設水泳（男女）、吹奏楽、囲碁・将棋、美術、日本文化

(2) 活動内容

- 活動中は顧問がつくことを原則とする。
- 活動日は原則として月、火、木、金曜日のみとし、長期休業中は別に活動可能日を設定する
- 中体連・高体連・高文連大会直前の土日については、学習時間が確保される場合に限り、両日の練習を可とする。
- 生徒の希望があれば、土・日曜日のいずれかに、半日の練習を可とする。部活動に参加することで、学習に支障がでる生徒は参加できない。
- 活動時間は放課後とし、18：00まで（完全退校18：15）とする。
- 1、2年生は2学期始業式～卒業式の期間、活動時間を17：15まで（完全退校17：30）とする。
- 使用した場所の清掃、戸締まりについては各部が責任を持って行う。
- 下校時間を厳守する。
- 出場できる大会は原則として、中体連・高体連・上吹連・高文連の主催する大会とする。ただし、中体連・高体連・上吹連・高文連の大会に関連する大会、練習会は、年に3回程度の参加は可能とする。
- 大会、練習会、コンクール等に参加する場合は、1週間以上前に参加・引率計画を、教頭を通じて、校長に提出し、承認を得る。その後、運営委員に配布し、教務室内に掲示する。
- 部活動停止期間中に大会等がある場合は、必ず保護者の同意確認をとり、17：15までの活動とし、17：30完全退校とする。
- 放課後の生徒活動優先順位は以下のとおりとする。
 - ① 学習活動（再テストや補習など）
 - ② 特別学習（各種検定に関係）
 - ③ 部活動
- 課題未提出者は部活動よりも課題の提出を優先する。その際に、部活動の顧問に申し出る。
- 朝テスト不合格者は、部活動よりも再テストの合格を優先する。
- 学業を主とする学校生活が、乱されるような活動は禁止する。

4 土・日曜日の部活動

- (1) 短時間に集中して活動することにより、生徒の活力と集中力を養う。

*以下の3点を活動の条件とする。

- ① 顧問は、時間管理をしっかりと行い、練習時間および下校時間を厳守させる。
- ② 顧問は、活動箇所の施錠、後始末や下校指導を行う。
- ③ 生徒の登下校は制服とする。

(2) 活動時間は下表を目安に3時間程度で設定する。

	活動時間	下校完了時間
午前の場合	8：30～12：30	12：45
午後の場合	12：30～16：30	16：45

- (3) 顧問は、事前に教務室の「休日の部活動予定表」に記入し、管理職の許可を得る。
- (4) 土・日曜日に部活動を実施する場合は、部活動顧問が部員の土・日における家庭学習時間の確保について指導・確認を行うこととする。
- (5) 定期考査後の補習を終了していない生徒や朝テストに合格していない生徒は、指導対象として土・日曜日の活動は休ませ、学習するよう指導を行う。
- (6) 休日の施設利用には手続きが必要なこと、勝手な自主練習等はできないことを生徒に指導する。
※ 部活動終了後に学校へ残り、自主練習をすることはできない。速やかに下校する。

5 長期休業中の部活動

- (1) 活動時間については原則として午前(8：30～12：30)または午後(12：30～16：30)のいずれかとし、3時間程度で設定する。
- (2) 授業日に比べて学習時間が確保されやすい点から、各部における生徒の学習の実態を踏まえ、月・火・木・金曜日に加えて水曜日も可とする。
- (3) 土・日曜日の活動については、原則として不可とするが、大会参加を除いて顧問の都合等により活動を希望する場合には、平日の活動時間と振り替えて行ってもよい。

6 入・転・退部に関すること

- (1) 入部する場合には、以下の手続きを行う。
 - ① 入部希望の生徒は、部活動顧問及び学級担任に申し出る。
 - ② 学級担任は、部活動主任より「部活動入部届」を受け取り、該当の生徒に渡す。
 - ③ 部活動顧問及び学級担任は「部活動入部届」を確認し、学年部や生徒指導主事に報告をする。
- (2) 転・退部する場合には、以下の手続きを行う。
 - ① 転・退部希望の生徒は、部活動顧問及び学級担任に申し出る。
 - ② 学級担任は、部活動主任より「部活動退部願」「部活動入部届」を受け取り、該当の生徒に渡す。
 - ③ 部活動顧問及び学級担任は、上記の必要書類を確認し、学年部や生徒指導主事に報告をする。

7 部活動運営について

- (1) 活動計画・活動実績について
部活動顧問は、「部活動に係る基本方針」に則り、年間活動計画、毎月の活動計画、活動実績を作成し校長に提出する。
- (2) 体罰等の禁止について
 - ① 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
 - ② 部活動顧問の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであるとの自覚を持ち指導にあたる。
- (3) 保護者の理解と協力について保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。